

令和5年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
活動内容	道徳教育・人権教育の推進
目 的 要 概	児童生徒の「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等により重大ないじめが発生していることをふまえ、各学校では、道徳の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。 取組内容：人権作文・標語・発表会の取組、人権旬間・週間・月間の取組、道徳・人権公開授業、異学年交流、児童会・生徒会活動の取組、HR指導、ストレスマネジメント教室、SOSの出し方教室の開催など
成 果 課 題	・中学校6校すべてと、小学校17校中11校にてSCを交えてのストレスマネジメント教室等を実施する他、小学校2校にて養護教諭がコミュニケーションに係る予防教育を実施した。多くの学校での予防教育プログラムの実施を目指す。

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -③ いじめの防止のための教職員の資質能力の向上
活動内容	教育相談担当者研修会、教職員を対象にしたグループコンサルテーション
目 的 要 概	臨床心理士により教育相談担当者の研修を年に3回行い、教職員のカウンセリング能力の向上を推進する。また、グループコンサルテーションを各学校にて適宜開催し、教職員が児童生徒の不登校やいじめ等、学校不適応への対応について専門的に学び合う機会を設ける。 実施年度：令和5年度 対 象：教育相談担当教員、担任等の教職員 取組内容：教育相談担当者研修会を年度内に3回実施した。 グループコンサルテーションについては臨床心理士が各小中学校へ出向き、児童生徒の観察、発達検査の実施、保護者との面談後等と合わせ、要望に応じ適宜開催した。
成 果 課 題	・心理検査等のアセスメントを用いて児童生徒への具体的な支援について保護者を交えた懇談を実施した。心の教室相談員との事例研修を実施した。

令和5年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	「いじめ防止推進月間」の設置（毎年11月）
目 的 要 概	「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを踏まえ、市が一体となっていじめの問題を克服するため、毎年11月を「いじめ防止推進月間」と位置付け、啓発活動などのいじめの防止等の取組を重点的に実施し、市民の意識の高揚を図る。 実施年度：令和5年度（平成26年度～） 取組内容：①いじめ防止講演会 ②街頭キャンペーン ③啓発グッズ等の配布 ④懸垂幕の設置（市役所6庁舎） ※各学校では重点的にいじめ防止等のための取組を推進
成 果 課 題	

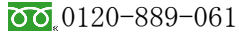
基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	いじめ防止講演会
目 的 要 概	保護者や市民がいじめの問題について正しい理解をより深め、市が一体となっていじめの問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止講演会を開催し、学校、家庭、地域社会の一層の連携強化を図る。 実施年度：令和5年度（平成26年度より毎年実施） 開催期日：令和5年11月22日（水）午後7時00分～ 会 場：アグリセンター大宮 多目的ホール テ ー マ：「いじめを見つけ予防するためのこころみ」 講 師：株式会社マモル 代表取締役社長 隈 有子 氏 参 加 者：51人（教職員8人、保護者36人、一般他7人）
成 果 課 題	・いじめ防止に係る具体的な取組について、主に家庭で行える内容を分かりやすく説明いただき、出席された約9割の方から良く理解できたとのアンケート結果が得られた。保護者の参加しやすい時期への変更を検討する。

令和5年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	街頭キャンペーンの実施
目 的 要 約	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市内の主要店舗など市民の出入りが多い場所において街頭キャンペーンを実施する。 実施年度：令和5年度（平成26年度より毎年実施） 開催期日：令和5年11月8日（水）17時30分～18時 場 所：ショッピングセンターマイン 峰山店 内 容：いじめ防止啓発、啓発グッズの配布 取組主体：京丹後市、京丹後市教育委員会 ※約200人の市民に啓発グッズを配布 ※児童虐待防止キャンペーンと合同開催
成 果 課 題	・児童虐待防止キャンペーンと共催し、啓発活動に取り組んだ。

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	懸垂幕の設置
目 的 要 約	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市役所各庁舎にいじめの防止等に関する懸垂幕を設置する。 実施年度：令和5年度（平成26年度～） 設置期間：11月1日～30日の1か月間 設置場所：市役所各庁舎 6箇所
成 果 課 題	・期間中に懸垂幕を設置し啓発を行った。 ・懸垂幕の設置以外の広報活動についてさらに推進する。

令和5年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	いじめ相談専用電話（フリーダイヤル・無料）の設置
目 的 要 概	いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が相談できるいじめ相談専用電話（フリーダイヤル・無料）を設置し相談に応じるとともに、問題事象に対する迅速な対応や早期解決に向けた支援を行う。また、24時間いじめ相談ダイヤルなど、多様な相談窓口の周知徹底や活用を図る。 実施年度：令和5年度（平成26年度～） 内 容：いじめ相談専用フリーダイヤルの設置  0120-889-061 相談件数（令和5年度） 0件 ※相談受付は24時間体制（対応者：指導主事・臨床心理士）
成 果 課 題	・ いじめに係る直接の相談は無いが、窓口としての機能を果たしている。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	京丹後市こどもSNS（LINE）相談窓口の設置
目 的 要 概	いじめを含む様々な悩みについて児童生徒がより気軽に利用、相談できるように専用のSNS（LINE）相談窓口を新たに設置し、SNS上にて相談に応じるとともに、問題事象に対する迅速な対応や早期解決に向けた支援を行う。 実施年度：令和5年度（令和3年度8月より毎年実施） 内 容：LINEを用いたSNS相談 相談件数（令和5年度）19件 相談時間：平日の16時～21時 ※相談受付は24時間体制（対応者：市教委指導主事・臨床心理士）
成 果 課 題	・ 児童生徒の悩み相談の窓口として一定機能している。 ・ 一人一台タブレットにアプリを入れての相談の実施について検討を進める。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	教育相談の充実
目 的 要 概	各学校における教育相談機能の充実を図るため、専門的な知識及び経験のある教育相談員（臨床心理士）による教育相談を実施する。 実施年度：令和5年度（毎年実施） 相談件数（令和5年度）199件 相 談 日：毎月第3・4金曜日の午後（市民向け） 保 育 所・こども園、小中学校においては随時対応 対 象 者：児童生徒および保護者、各保育所・こども園、小中学校の教職員等
成 果 課 題	・ 発達検査の実施や児童生徒や保護者との相談を通じて発達課題の早期発見や対応策を見立て、適応の推進を図った。

令和5年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	心の教室相談員の配置
目 的 概 要	児童生徒の悩みや不安、ストレス等を解消するため、悩みを気軽に話せたり、不安を和らげたりすることができる第三者的な立場の相談員を配置し、児童生徒が心にゆとりを持って学校生活を送ることができるよう支援する。 実施年度：令和5年度（毎年実施） 配置人数：中学校6校に3名配置（1名の相談員が2校ずつ巡回にて担当） 勤務時間：7時間／週5日
成 果 課 題	・不登校に限らず幅広く悩み等の相談に応じることができた。 ・不在する日があるため、相談希望のタイミングが合わない場合がある。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -② 定期的な実態把握
活動内容	児童生徒向け「いじめのアンケート調査」
目 的 概 要	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、学期ごとに全児童生徒を対象とした「いじめ調査」を実施し、いじめの実態や態様を確実に把握することにより早期発見・早期対応に繋げる。 実施年度：令和5年度（平成25年度より毎年実施） 調査対象：市立学校に在籍する児童生徒 調査方法：アンケート及び聞き取り調査 調査回数：年3回
成 果 課 題	・定期的な調査により、いじめの早期発見・早期対応に役立った。 ・アンケートだけの情報によらない複数の教員の日頃の目配りも大切である。

令和5年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(3) いじめへの対処
方針項目	(3) -② インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
活動内容	インターネットモラル研修会
目 的 概 要	情報化社会が進展する中、インターネットを利用した誹謗中傷やいじめが問題となっていることから、スマートフォンや携帯電話、パソコン、ゲーム機器等を利用した児童生徒のインターネット利用の現状を理解し、児童生徒が情報モラルを身に付けることができる指導を充実させるため、学校関係者を対象に研修の機会を案内し、指導力の向上を図る。 実施年度：令和5年度（平成27年度より毎年実施） 実施対象：教職員 実施内容：情報モラル教育指導者セミナーとして年間4回オンライン研修 日 時：令和5年8月24日、10月27日、11月16日、令和6年1月27日 主 催：文部科学省・株式会社NTT ExCパートナー
成 果 課 題	・生成A I や闇バイトなどの新しい情報技術やリスクとの向きあい方など、最新の状況を研修する機会となった。